

一般社団法人九州貸切バス適正化センター 役員報酬規程

第1章 役員報酬

(総則)

第1条 当法人の役員に対する報酬については、定款で定めたほか、この規程の定めるところによる。

(支給)

第2条 役員に対しての報酬は、総会の決議を経て、会長が、この規程の定めに従って支給する。

(報酬額)

第3条 常勤理事の報酬月額、会長が算定する。

(支給日等)

第4条 役員は、その月の月額を、原則として毎月23日に支給する。

2. 月の途中で就任あるいは退任した役員は、月額を日割計算して支給する。
3. 常勤役員は、年間の賞与は5ヶ月以内とする。

第2章 役員退職手当金

(適用範囲)

第5条 当法人の常勤役員に対する退職手当金(以下「退職金」という。)の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給)

第6条 退任した常勤役員に対しては、総会の決議を経て、会長がこの規程の定めに従って退職金を支給する。

(算定方式)

第7条 退職金は、最終報酬月額に別表(一般職員に対する退職金支給規程に定めたもの)に定める役員通算在任年数に応じた支給率を乗じた額とする。

2. 役員地位ごとの報酬月額は、その役員の地位の最終月額とする。

(役員在任期間)

第8条 役員在任期間は、役員就任の月から退任の月までとする。1年未満の月数は、1か月につき1/12を持って計算する。

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人九州貸切バス適正化センターの設立の登記の日(平成29年4月28日)から施行する。